

# 第2回 阿武隈川上流緊急治水対策環境委員会

日時：令和4年3月14日 13:30～15:30

場所：福島河川国道事務所

オンライン会議形式 併用

## 議事次第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. あいさつ

○福島河川国道事務所長

○阿武隈川上流緊急治水対策環境委員会委員長

4. 議 事

○河道掘削計画 (資料-1)

5. その他

○環境委員会での今後の議事内容 (資料-2)

6. 閉 会

## 阿武隈川上流緊急治水対策環境委員会 規約

## (名 称)

第1条 本委員会は、阿武隈川上流緊急治水対策環境委員会（以下、環境委員会という）と称する。

## (目 的および設置)

第2条 環境委員会は、令和元年東日本台風による阿武隈川上流部の緊急治水対策を推進するにあたり、河道の土砂・岩掘削における環境配慮事項、土砂堆積、再樹林化の抑制、景観、生態系、河川利用等、多角的な視点から確認し、これらの事項を加味した治水対策や経年的に河川管理をマネジメントしていく仕組みづくりについて、提言を行うことを目的に、国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所が設置する。

## (構 成)

第3条 環境委員会の委員は福島河川国道事務所長が委嘱し、別紙のとおりとする。

- 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 事務所長は、委員に欠員等が生じた場合、必要に応じて委員の補充を行うことが出来る。
- 委員長は、必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することが出来る。

## (委員会の成立)

第4条 環境委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

## (情報公開)

第5条 環境委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨については公表する。但し、特定の個人・団体の利害に関すること、重要種の位置情報など、公開することが不適切な場合は、非公開とすることが出来る。

## (会議)

第6条 環境委員会には、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 委員長は、議事を進行する。
- 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代行する。
- 委員会の招集・開催は事務所長が行う。

(事務局)

第7条 環境委員会の事務局は、福島河川国道事務所事業対策課におく。

2. 必要に応じて、臨時に事務局以外の関係機関等を加える場合は、委員の了解を得たうえで、加えることができる。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、環境委員会の委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(付 則)

この規約は令和3年3月1日から施行する。

## 第2回 阿武隈川上流緊急治水対策環境委員会 出席者名簿

### 阿武隈川上流緊急治水対策環境委員会 委員名簿

所属・事務所名		役職	氏名	備考
国土技術政策総合研究所	河川研究部	水環境研究官	服部 敦	
国土技術政策総合研究所	河川研究部 河川研究室	主任研究官	田端 幸輔	
国立研究開発法人 土木研究所	水環境研究グループ 河川生態チーム	上席研究員	中村 圭吾	
日本大学		名誉教授	高橋 迪夫	
日本大学		名誉教授	長林 久夫	委員長
福島大学	共生システム理工学類	教授	黒沢 高秀	
福島大学	共生システム理工学類	教授	川越 清樹	
日本野鳥の会 ふくしま		副代表	駒木根 和壽	
阿武隈川漁業協同組合		事務局長	堀江 清志	
福島虫の会		副会長	齋藤 忠雄	
福島河川国道事務所		事務所長	福島 陽介	

(順不同 敬称略)

## 阿武隈川上流緊急治水対策環境委員会 設立趣意書

令和元年東日本台風では、阿武隈川流域全域にわたり、戦後最大であった昭和 61 年（8.5 洪水）や平成の大改修の契機となった平成 10 年（8.27 洪水）を上回る記録的な降雨があり、阿武隈川本川上流部や支川で越水・溢水、堤防決壊、内水氾濫等が多数発生した。

この未曾有の大災害に対し、国土交通省東北地方整備局では、県・市町村をはじめとする関係機関とともに、「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」を策定し、本川の水位低下対策や支川の堤防強化等の抜本的な河川改修とともに、減災型都市計画や危機管理対策等、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を進めていくこととしたところである。

本委員会においては、阿武隈川上流の河川改修にあたり、河道の土砂・岩掘削における環境配慮事項、土砂堆積、再樹林化の抑制、景観、生態系、河川利用等、多角的な視点から確認し、河川環境の保全・創出を踏まえた、「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の推進を図るものである。